



2008年1月21日 第2008-19号

【発行】J A M

【発行責任者】斉藤 常

【編集】政策政治グループ

03-3451-2425

E-MAIL : seisaku.seiji@jam-union.jp

2月15日前でも申告できます

医療費が10万円を超えたら医療費控除を受けましょう！！

2007年の医療費はどのくらいかかりましたか？1年間に支払った医療費が10万円を超えると、その超えた分が医療費控除の対象になり、申告すれば、税金が還付されます。

2007年の所得税の確定申告は2月15日から始まりますが、医療費控除のような還付金の申告は、もう受け付けています。2月15日を過ぎ

ると税務署も混雑するため、医療費控除のような還付請求だけならば、早めにおこなったほうが良いです。

また、電子証明書の取得等が必要になりますが、インターネット（e-Tax）を利用して申告、申請・届出ができます。

2007年分の病院・診療所・調剤薬局の領収書と源泉徴収票が必要

医療費控除は世帯単位でできる。

1人分では10万円を超えていなくても、夫婦・親子等（扶養家族でなくてもOK）で合算して10万円を超えていれば、医療費控除を受けることができます。

例）年間に支払った医療費が200,000円の場合、 $200,000 - 100,000 = 100,000$ 円が医療費控除の対象になります。（注意！100,000円が還付されるわけではありません。）

申告は収入の多い人が行うほうが有利

申告書もらいに税務署へ。インターネットで申告する場合は電子証明書の取得等事前準備が必要です。（e-Taxホームページ参照 <http://www.e-tax.nta.go.jp>）

申告書に記入

集めた領収書を基に、病院や調剤薬局ごとに集計します。
申告書に添付してある「給与所得者の医療費控除記載例」を参考に必要事項を記入します。

住所地を管轄する税務署へ申告書を提出

申告書は、直接税務署に持参・郵送してください。住所を管轄する税務署がわからない場合は、最寄りの税務署で教えてくれます。国税庁ホームページ（<http://www.nta.go.jp/>）でも検索できます。

2007年より前の医療費控除の申告を忘れていても、5年前までさかのぼって申告することができます。